

Adobe Sign 追加利用条件

最終更新日：2019年3月5日 以前のすべてのバージョンを置き換えます。

お客様による Adobe Sign の使用には、これらの「追加条件」が適用されます。本条件はアドビ一般利用条件（以下、「一般利用条件」といいます）を補完するものであり、これに組み込まれ、

www.adobe.com/go/terms_jp に記載されています（本「追加条件」と「一般利用条件」を総称して「条件」といいます）。本「追加条件」で定義されていない用語は、「基本利用条件」に定義する意味があります。

1. 定義。

1.1 「監査ログ」とは、Adobe Sign を使って処理される特定の「電子文書」の署名ワークフローについて、アドビが記録する特定の情報を意味します。「監査ログ」に含まれるのは、「電子文書」の作成日時、送信日時、署名日時、拒否日時、その他の修正の日時、あるいはブラウザーやデバイスによって判断される「エンドユーザー」の地理的位置情報等です。

1.2 「お客様データ」とは、アドビが支給するものではない、お客様や「エンドユーザー」が「お客様」の Adobe Sign アカウントを使って Adobe Sign にインポートあるいは送信するデータや情報を意味します。

1.3 「電子文書」とは、Adobe Sign サービスにアップロードされた文書を意味します。

1.4 「電子署名」とは、Adobe Sign サービスの電子音、マーク、またはプロセスを含める機能を意味します。これらの電子音、マーク、またはプロセスは「電子文書」に添付されるか、「電子文書」にロジカルに関連付けられ、「電子文書」に署名する意思がある人物によって実行もしくは採用されます。

1.5 「エンドユーザー」とは、お客様の Adobe Sign アカウントを使って、「電子文書」を閲覧、受諾、署名、承認、送信する、またはこれらをサードパーティに委託する個人および会社を意味します。

1.6 「情報」とは、個人を特定できる情報を意味します。

1.7 「参加者」とは、お客様と関係を持った結果として本「サービス」を利用するサードパーティを意味します。本「追加条件」においては、「参加者」がエンドユーザーを指すこともあります。

1.8 「レポート」とは、Adobe Sign サービスによって生成される、アドビの独自デザインと外観を含む、お客様のデータのグラフまたは数値を表示したものを意味し、「監査ログ」もこれに含まれます。

1.9 「トランザクション」とは、Adobe Sign サービスを介して、10 MB または 100 ページまでの「電子文書」または関連する「電子文書」群が、「エンドユーザー」に対して送付される各回を意味します。「トランザクション」は、「VIP 利用条件」に定める消耗品とします。

1.10 「VIP 利用条件」とは、http://www.adobe.com/go/vip_jp-terms に掲載している Adobe Value Incentive Plan の利用条件を意味します。

2. 本「サービス」の利用。本「追加条件」を遵守することを条件として、お客様はアドビが提供し、使用を許諾する本「サービス」にアクセスし、利用することができます。お客様が、「製品」や「サービス」の機能をサードパーティの製品、サービス、プラットフォーム、データと組み合わせて使用した場合は、サードパーティプロバイダーが必要とする利用条件を遵守する責任があります。その場合、これらの使用はすべてお客様が全リスクを負うものとします。アドビによる「サービス」に関する情報の収集および利用には、「アドビプライバシーポリシー」 (http://www.adobe.com/go/privacy_jp) が適用されます。

3. 契約期間および解約。

3.1 本「追加条件」は、「一般条件」の規定に従いお客様またはアドビによって解約されるまで継続して適用されます。アドビは、「一般条件」に規定する事柄を事由としてお客様との本「追加条件」を解約できる他に、お客様の「サービス」アカウントがサードパーティによって不正に使用された場合にも本「追加条件」を解約できます。

3.2 ただし、「一般条件」の「存続規定」の項に規定されている条項に加えて、本「追加条件」のセクション 1、3.2、4 および 5.4 は、本「追加条件」の解約または期間満了後も存続するものとします。

4. 参加者の情報。

4.1 お客様の責任。アドビとお客様の間では、「サービス」に関連して使用され、送信される「参加者」に関するあらゆる情報について、お客様が一切の責任を負います。お客様は、以下を行う必要があります。

- (a) お客様は、「参加者」の情報に適用されるあらゆるデータ保護法およびプライバシー保護法や規則を遵守するものとします。
- (b) 「参加者の情報」へのアクセス、利用または開示については、お客様が「参加者」から同意を得てこれを維持してください。

(c) お客様は、アドビが本「サービス」を提供可能にするために必要な認証を「参加者」から得るものとします。

(d) お客様は、かかる「参加者情報」に関するいかなる行為または不作為について、「参加者」により提起された申立て、訴訟、または司法手続きから当社を保護および補償し、当社が損害を被らないようになります。

4.2 「参加者」の機密情報。上記セクション 4.1 に規定されたお客様の責任以外に、特に以下の遵守について全責任を負うことを承認し、同意するものとします。

(a) 13 歳未満の児童からはあらかじめ保護者の同意がなければ情報を収集しない等、Children's Online Privacy Protection Act of 1998 (1998 年児童のオンラインプライバシー保護法「COPPA」)。

(b) Health Insurance Portability and Accountability Act (医療保険の相互運用性と説明責任に関する法「HIPAA」) および Health Information Technology for Economic and Clinical Health (経済的および臨床的健全性のための医療情報技術に関する法律「HITECH」)。アドビは本「サービス」をお客様に提供する際に、HIPAA で定義される「ビジネスアソシエート」としてお客様の代わりに代行するものではありません。

(c) お客様は、お客様および「参加者」による本「サービス」の使用に関連して取得または使用されたその他の機密情報（社会保障番号、クレジットカード番号、運転免許証番号、銀行口座情報などが含まれるが、これらに限らない）に適用されるデータ保護およびプライバシー法令。

4.3 参加者への電子メール。本「サービス」に関連する「参加者」宛ての電子メールは、通常、アドビではなくお客様から送信されます。したがって、ある「参加者」がアドビからのお知らせを受け取らないことを選択していた場合でも、お客様から当該「参加者」に本「サービス」に関する電子メールが送られる場合があります。また、該当する場合、お客様からのご依頼に応じて、お客様の代わりに、アドビがお客様の名前でお客様の代理人として、「参加者」に電子メールを送信することがあります。これらの電子メールやその内容に関する責任は一切、「お客様」にあります。

5. ライセンス許諾。

5.1 お客様に付与されるライセンス。お客様がすべての該当する条件を遵守し、料金を支払うことを条件として、アドビはお客様に対して、お客様のライセンス期間中、以下の権利を与える、譲渡不能で独占的な全世界を対象とするライセンスを付与します。
(a) 該当するインターフェイスを通じて Adobe Sign サービスにアクセスし、
(b) お客様の内部業務のために Adobe Sign サービスを利用する目的として、「レポート」を利用し配布する権利。お客様の該当する注文書に別途「トランザクション」制限が指定されていない場合、ライセンスが付与された各ユーザーが 12 ヶ月の契約期間内に送信できる「トランザクション」は最大で 150 まで、という「トランザクション」制限がお客様の Adobe

Sign サービスライセンスに適用されます。顧客アカウントのトランザクション数とは、ライセンスが付与されたすべてのユーザーのトランザクションの合計です。12 ヶ月の契約期間から次の期間へ持ち越すことはできません。（「利用制限」）。

5.2 お客様が付与するライセンス。お客様は、お客様のライセンス期間中、Adobe Sign サービスおよび「レポート」をお客様に提供し、本「追加条件」に定めるアドビの権利を行使するために必要な範囲においてのみ、「お客様データ」を使用、コピー、送信、サブライセンス、インデックス付け、保存、表示できる、非独占的かつ無償の、世界を対象としたライセンスをアドビおよびその関連会社に対して付与します。お客様はアドビおよび関連会社に、お客様が「サービス」を使用したことにより発生した一切の匿名情報を使用、コピー、送信、公表、表示、配布および集約（アドビおよび関連会社の他のお客様の同様のデータと組み合わせる場合を含めて）できる、世界を対象とした、非独占的かつ永久的な無償ライセンスを付与します。当該匿名データには、お客様および「エンドユーザー」に関する個人情報、および「電子文書」の内容から派生したデータは含まれません。

6. お客様による使用と同意。お客様は自身の事業の目的に限って Adobe Sign サービスを使用することができます。いかなるサードパーティにもお客様のパスワードを使用させないでください。お客様は、Adobe Sign サービスの使用は、各国、地域、業界の法律、方針および規制によって支配されることに同意し、お客様にはこれらの法律、方針および規制を遵守する責任があります。お客様の組織への電子署名の有効性を判断する場合、お客様はこれを独立の弁護士に依頼することに同意します。

7. エンドユーザー利用条件。Adobe Sign サービスの利用は、各「エンドユーザー」がサービス使用時に提示される利用条件に同意することを条件としています。これには現在、
<http://secure.echosign.com/public/static/consumerDisclosure.jsp> に置かれている「消費者の情報開示と同意」に関する条件も含まれます。

8. お客様データの保存と保管。アドビは、お客様アカウントに関連付けられているストレージがある場合、サイズがそのストレージ容量を超えない限り、「お客様データ」を保存します。アドビは、ファイルサイズ、ストレージ容量等の技術面の制限など、「お客様データ」の利用および保存について、合理的な制限を設ける権利を有します。お客様が料金を支払わなかった場合、または法律により義務づけられた場合、「お客様データ」を削除することがあります。セクションに従って「お客様データ」を削除する場合、当社はお客様が Adobe Sign サービスから「お客様データ」をトランジションできるよう、商業的に相応の努力を払います。文書の保存または保管に関してサードパーティに通知を行う義務

を含めて、すべての適用される文書保存に関する法律および規制を遵守する一切の責任は、お客様にあります。

9. お客様のセキュリティ。 プライバシー、セキュリティおよびデータ保護に関する適用法に基づき、「エンドユーザー」に対するお客様の義務を果たすため、Adobe Sign サービスのセキュリティ機能の設定を行いこれを利用する責任はお客様にあります。Adobe Sign サービスから「エンドユーザー」に電子メールで送られる「電子文書」、Adobe Sign サービスからダウンロードされる「電子文書」、または Adobe Sign サービスのサードパーティ統合機能を介してアドビのシステム以外のシステムに転送される「電子文書」のセキュリティは、お客様の責任です。お客様がパスワード設定や管理、アカウント保護に関する手順を踏まなかった場合、アドビは、お客様のアカウントや「お客様データ」への不正アクセスにより生じる損害の責任を負いません。アドビは、Adobe Sign サービス内で当社の直接の管理下にある「お客様データ」のセキュリティ、機密性、および完全性を保護するために、商業的に合理的な管理面、物理面、および技術面の保護措置を実施します。

10. Payment Card Industry Data Security Standards（支払いカード産業データセキュリティ基準「PCI DSS」）。Payment Card Industry Data Security Standard（支払いカード産業データセキュリティ基準（PCI DSS））は、ファックスによる署名機能を使って、（「カード名義人データ」、「カード検証コード」または「値」等の）「アカウントデータ」を送信することを禁止しています。PCI DSS はまた、たとえデータが暗号化されていても、認証後の「カード検証コード」や「金額」等の「センシティブな認証データ」を、Adobe Sign サービスを使って保存することを禁じています。本セクションで使用しているカッコ付きの用語は、PCI DSS で定義されている意味を持ちます。

11. 電子証明書。 本サービスには、デジタル認証情報（「キー」といいます）を使用することで、「お客様」が電子署名または PDF ドキュメントの特定の機能を有効化できる技術が含まれている場合があります。お客様は、いかなる目的のためにも「本キー」にアクセスせず、アクセスを試みず、また、「本キー」をコントロール、無効化、削除、使用または配布しないでください。デジタル証明書はサードパーティ認証機関によって発行されるか、または自己署名することができます。お客様は証明書を信頼するかどうかの決定、また、デジタル証明書の購入、使用、および信頼について、全責任を負います。

